

第 2 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成19年11月27日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第2回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
提出議案の提案理由説明	5
一般質問	7
第1号議案の上程	17
事務局長の議案概要説明	17
第1号議案の質疑、討論、採決	18
第2号議案の上程	19
事務局長の議案概要説明	19
第2号議案の質疑、討論、採決	19
第3号議案の上程	20
事務局長の議案概要説明	20
第3号議案の質疑、討論、採決	21
第4号議案の上程	21
事務局長の議案概要説明	21
第4号議案の質疑、討論、採決	23
第5号議案の上程	26
事務局長の議案概要説明	26
第5号議案の質疑、討論、採決	28
請願第1号の上程、紹介議員の説明、質疑、討論及び採決	28
広域連合長の閉会あいさつ	29
閉会の宣告	30

資 料

議案の送付について	31
請願文書表	32
議決一覧	33

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成19年11月高知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成19年11月16日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成19年11月27日
午後2時30分
- 2 場 所 高知市本町五丁目3-20
高知共済会館 3階大ホール 金鷲

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 澤田五十六 君 | 2 番 | 今西 芳彦 君 | 3 番 | 上治 堂司 君 |
| 4 番 | 岡崎洋一郎 君 | 5 番 | 中澤 愛水 君 | 6 番 | 仲田 強 君 |
| 7 番 | 和田 賢二 君 | 8 番 | 新階 讓二 君 | 9 番 | 松本 正 君 |
| 10 番 | 有澤 明男 君 | | | | |
-

議事日程

平成19年11月27日 午後2時30分開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 一般質問
- 第6 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例議案
- 第7 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案
- 第8 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例議案
- 第10 第5号議案 平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 請願第1号 後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願

◎開会の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） ただいまより、平成 19 年高知県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きたいと思いをします。

午後 2 時 30 分 開会

◎欠席議員の報告

- 議長（岡崎洋一郎君） 今西芳彦議員及び上治堂司議員から、本日欠席の届出があつておりますので、前もって御報告をいたしておきます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（岡崎洋一郎君） これから、議事は、今、お手元に配布をしております議事日程によりまして進めてまいりたいと思ひますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よつて、これからの議事は、予定の議事日程により進めることといたします。
-

◎新議員の議席の指定

- 議長（岡崎洋一郎君） これより、日程に入ります。まず、日程の第 1、新議員の議席の指定を行います。この度、新たに議員となられました澤田五十六議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、議席番号 1 番に指定をいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎洋一郎君） 次に日程の第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第 89 条の規定により、議長において指名をいたします。会議録署名議員は、6 番の仲田強議員、8 番の新階讓二議員のお 2 人をお願いをいたします。
-

◎会期の決定

○議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第3、会期の決定につきまして、会議規則第4条の規定によりお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日11月27日の1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認め、本日1日間と決定をいたしました。

◎提出議案の提案理由説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより日程の第4、提出議案の提案理由説明に入ります。広域連合長から、提案理由説明を求めます。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、高知県後期高齢者医療広域連合議会の第2回定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ち、まず、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行に向けました状況につきまして、国の動向を踏まえ申し上げます。国におきましては、先月10月19日に同法の施行令が、また、22日には施行規則が公布されましたが、当初の予定より大幅に時期がずれ込み、限られた期間内での取組を強いられている中で、関係法令の公布の遅れによる今後の準備作業への影響が心配されるところであります。

御案内のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、新たに創設されます後期高齢者医療制度は、独立した医療保険制度として、75歳以上及び65歳以上で一定の障害を持たれた方々を個人単位で被保険者とし、それぞれ保険料を負担していただく全く新しい制度となっています。

この保険料負担については、政府与党が高齢者医療に関するプロジェクトチームを立ち上げまして、本年9月末より高齢者の医療費負担増の凍結について検討を行い、10月30日付けでその具体策がまとめられました。その内容は、後期高齢者医療関係では、保険加入すれば新たに保険料負担が生じることとなります。被用者保険の被扶養者を対象として、保険料を来年4月から半年間凍結した後、その後の10月からの半年間は9割減額することとされております。被用者保険の被扶

養者の方々に対しましては、政令等の規定に基づきまして、制度加入時から2年間の経過的な保険料軽減措置を当広域連合の条例案に規定しているところですが、来年4月からの制度施行に向けて新たな対応が必要となっている状況にあります。

一方では、連日、マスコミ等により制度に関連した様々な報道がなされることで、制度内容に対する住民の皆様方の関心も高まりつつある状況ですが、円滑に制度を導入するためには、被保険者となられる方々や医療機関をはじめとした関係機関に対してタイムリーに情報を提供することにより、制度を周知してまいる必要があるものと考えます。

当広域連合におきましては、これまで県内市町村の広報等で制度の概要について掲載していただき、さらに独自に作成いたしましたポスターを各市町村や医療機関、介護関係施設等々へ配布するなどの取組を行ってまいりました。今後におきましても、それぞれの市町村と連携して、一層、制度の周知を図るため広報活動に努めてまいります。

制度の施行まで4か月余りを残すばかりとなりましたが、本定例会後の重要な事務作業といたしましては、被保険者となられる方々から最も関心を持たれています保険料の算出がございまして、12月中旬からは条例の規定に基づき、平成20年4月からの保険料徴収開始に向けまして、徴収業務を行います県内の各市町村に保険料の仮徴収額の情報を提供しながら、特別徴収の対象者の方々を特定するなど、制度の施行に向けた詰め作業に取り組むこととなります。

また、来年の3月に入りますと、被保険者となられます方々の全員に通常の被保険者証を発行し、お届けすることとなります。この被保険者証の取扱いにおきまして、一定期間保険料を滞納された方への対応につきましては、平成21年度以降となりますが、1番目として被保険者は高齢者であること、2番目といたしまして医療受診中の方々が大部分であること等を慎重に考慮しながら、検討してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、被保険者にとりましてはこれまでと同様に身近な市町村の窓口で申請等の手続きができることが当然でございまして、広域連合と市町村の役割分担について十分に確認を行い、被保険者に新たな負担のかかることのないよう取り組んでまいります。

以下、議案について御説明を申し上げます。今回提案いたします議案は、条例議案4件、その他の議案1件です。

条例議案について申し上げます。高知県後期高齢者医療広域連合の事務執行に向けての規定整備、その他法令の改正によるものなどの4件です。第1号議案は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るための規定を設けるものです。第2号議案は、地方公務員法に基づき人事運営等の状況公表に必要な項目の規定を設けるものです。第3号議案は、育児休業等に関する条例の一部を法律の改正に伴い整備するものです。第4号議案は、国の示す参考条例を基に高齢者の医療の確保に関する法律の規定するもののほかに、後期高齢者医療制度の被保険者の保険料賦課に関する事項をはじめとした規定を設けるものです。その他議案は、平成

18 年度の一般会計歳入歳出決算認定議案で、この後、事務局より概要の御説明を申し上げます。

以上、提案いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ適切な御決定をお願いいたします。以上でございます。

◎一般質問

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより日程の第 5、一般質問に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 和田議員。

○和田賢二君 はい、7 番和田です。議長の指名をいただきましたので、ただいまから通告をしております数項目につきまして、一般質問を行います。

昨年 6 月、自公政権が強行した一連の医療改悪法による後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人を後期高齢者と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押し付ける大改悪であり、この間その中味が明らかになるにつれ、高齢者、自治体、地方議会、医療関係者などから大きな批判と不安の声がわき起こっておるのが現状であります。

また、この間、政府も改悪の一部凍結で国民の批判をごまかそうとしておりますが、この制度のねらいとするところは、元厚生労働省幹部やメディアもうば捨て山の政策と呼ぶように、医療費がかかると言って高齢者を邪魔者扱いにし、暮らしと健康を破壊していく最悪の制度と言っても過言ではありません。

私は、この制度は中止撤回以外に、県民の暮らしは守れないと考えております。さらに、先の 9 月議会におきましては、県議会、高知市議会、我が土佐町議会はじめ県下の 13 の地方議会におきまして、その制度の抜本的な見直しが意見書としてあげられたところであります。また、多くの署名も広域連合に寄せられたと聞いておるところでございます。

そこで、連合長にお伺いをいたします。県下の地方議会の意見書、署名の重みをどう受け止めておられるのか。また、国に対して来年 4 月からの制度の実施中止を強く求めるべきと考えるが、御所見をお伺いをいたします。

次に、資格証明書の発行についてであります。10 日くらい前に高知新聞の一面トップに高齢者から保険証の没収ということで出まして、大変な反響と不安が広がっておる問題であります。現行の国民健康保険法及び老人保健制度では、75 歳以上の高齢者は、国の公費負担医療を受けている被爆者や障害者と同じく、保険証取上げが禁止されております。医療を奪われたら、直ちに命にかかわるからです。老人保健制度を廃止し、高齢者医療保険法による後期高齢者医療制度に替え

ることで、低年金、無年金者から容赦のない保険証取上げを行おうとしています。国保の本法では 67 条で譲渡、差押え等の禁止と規定しており、制度的後退は明らかです。

後期高齢者の保険料は、年金が年 18 万円以上は年金から天引きされます。したがって、保険料の滞納者は、年 18 万円以内の年金か無年金の方々です。全体の約 2 割おられると聞いております。こうした保険証の取上げは、憲法 25 条の生存権を脅かすことにならないのか、資格証明書は発行すべきでないと考えるが、連合長の基本認識を伺います。

また、資格証明書の国保における県下の発行数には、大きなばらつきがあります。例えば今年 6 月 1 日時点の数字では、高知市は 300 世帯ですが、人口が 10 分の 1 前後の南国市、四万十市、宿毛市等は発行の実数で高知市を上回っています。資格証明書の発行は、広域連合がすると言っても、実際の取扱いは市町村での判断を追認することにならざるを得ないと思います。市町村の取扱いによって、医療から排除される高齢者が出てくることに強い懸念を持ちます。この点から言っても、資格証明書の発行は、事実上不可能との見識を示すべきと思いますが、併せてお聞きをいたします。

次に、保険料の負担増の影響と減免制度について伺います。高齢者の生活は厳しく、たとえわずかであっても負担増は大変な影響を与えます。国保との比較で、後期高齢者医療制度の保険料は 86%だと資料で説明していますが、県民の暮らしは平均では計れません。一人ひとり具体的な暮らしがあるわけで、負担増となる高齢世帯への影響についてしっかり議論することが必要だと考えます。

そこで、他の保険に被扶養者として加入していて、今回新たな保険料徴収の対象となる人数をお示しいただきたい。保険料の試算表を見ますと、全体として 1 人よりは 2 人世帯、そして持ち家でない方が保険料が高くなる傾向があります。全体として、負担増となる世帯、人数がどうなるのかお示しいただきたい。

制度設計上、医療費が保険料に反映する仕組みになっています。例えば、均等割のみ 7 割軽減が適用され、月々の保険料は 1,214 円と算定されています。同じ条件では、全国平均では 1,080 円です。確かに 7 割、5 割、2 割軽減となる対象者が約 6 割となっていますが、全国よりも負担の最低金額が大きいというのは大きな問題です。特に、人口の 4 割を占める高知市では障害者、高齢者、寡婦について独自の減免を実施しており、月々の負担額は 930 円で 75 歳以上の高齢者の 64%がその対象者となっているとお聞きをしました。そうなると、保険料は、30%を超える値上げとなります。こうしてみますと、収入の少ない、資産のない、そういうぎりぎりの生活で苦勞されている高齢者ほど厳しい内容になっているのではないかと、強い懸念を覚えます。

この負担増となる県民の生活の状況、影響について、連合長はどう認識をしているかお聞きをいたします。また、地方議会からの意見書決議もあがっていますが、県に対して減免制度の実施を強く求めるべきだと思うが、御決意を伺います。

次に、私も視覚障害者であります。障害者への対応について伺います。県が

実施している重度障害者医療費助成制度との関係です。この制度は、市町村の実施事業についてその半分以上を県が助成するという仕組みになっています。ところが、後期高齢者医療に移りますとこの制度の枠から外れることとなります。75歳以上の方は、重度障害者医療費助成制度から有無を言わず外れることとなります。また、65歳から74歳の高齢者については、後期高齢者医療制度に移るかどうかは本人の意思による、強制はしないと厚生労働省も考えを示しています。引き続き国民健康保険や健康保険などの医療保険に残る道もあるわけですが、そうすれば、重度障害者医療費助成制度の適用となります。

そこで、重度障害者医療費助成制度から外れることになる人は、75歳以上と65歳から74歳でそれぞれどれだけいるのか、また、後期高齢者医療制度に移れば対象から外れることをどう考えているのか、引き続き障害者への助成が行われるようにすべきだと考えますが、重度障害者医療費助成制度の実施の一方の首長としての連合長の御所見を伺います。

新制度に移行せずに従来医療保険に残った場合には、いわゆる障害者3割負担、後期高齢者医療に移った場合には1割負担となるわけでありましてけれども、後期高齢者医療に移ると、いわゆる医療の包括制、定額制が実施されます。これらのことを考えた場合、メリット、デメリットは何かあるのかについて伺います。また、本人が申し出ないと自動的に後期高齢者医療制度に移ってしまいます。障害者団体の方々から、きちんと説明を受け個々人が判断できるようにしてほしいとの要望が出されております。障害者への周知は、どのように広域連合として行うのかお尋ねをいたします。

次に、健診制度について伺います。後期高齢者医療制度においては、健診は努力義務とされています。政府は、国民の強い批判の中で、広域連合で実施する場合の国庫負担をなくすことはできませんでした。しかし、これまで無料で実施されていたものが、新たに課税世帯では3割負担、非課税世帯では1割が自己負担となります。実施方法によって自己負担額が違ふとのことですが、それぞれの自己負担額をお示しく下さい。また、今回の健診の実施を予定する計画数、生活習慣病で受診している者は対象外としていますが、その人数をお示しく下さい。

今回の健診は、特定健診の必須項目のみとされており、従来一般的に行われていた心電図や眼底検査などは入っていません。健診は、病気の早期発見、早期治療に欠かせないものです。全体としてみれば、医療費削減にも寄与するものです。こうした健診制度の後退について、連合長の御所見を伺います。

また、健診については、市町村の判断で自己負担分について補助できるようになっています。このことは、市町村の努力で自己負担をなくし、健診が進むことを期待してのものなのか、御所見を伺います。以上で第1回目の質問を終わります。

〔連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 段々の御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。まず、はじめに、各地方の議会からの意見書と署名に関連をいたしまして、また、この制度の中止を求めるべきではないかという御質問をいただきましたので、その件に関しましてお答えを申し上げます。

今後の高齢化の進展や医療費の伸びを考えますと、誰もが加入し、また受診でき、安心できる生活の支えとなってまいりました国民皆保険制度を維持し、また今後も持続可能なものにしてまいるためには、高齢者の方々と現役世代の方々の負担を明確にするために今回この後期高齢者の制度が創設されておりまして、この制度の創設は、必要なものだと考えているところでございます。

御質問にありました意見書や、そして御署名につきましては、これまで御質問にありましたとおり 13 市町村の議会で意見書が採択をされておりますが、このうち当連合には 10 市町村の議会からの意見書が提出をされております。また、市民団体の方々からの御署名につきましては、現時点で 3,826 人の方々の御署名を受理をしているところでございます。この受理をいたしております意見書、そして御署名に込められましたそれぞれの議会や市民の方々の御意思、また御意見につきましては、その趣旨を受け止めてまいらなければならないと思っているところでございます。

一方、この後期高齢者医療の制度内容につきましてでございますが、まだまだ十分その内容について住民の方々に周知が十分にできていないのではないかと、懸念をしているところでございます。そうしたことから、このような状況を踏まえまして、来年の 4 月 1 日実施までの残された期間に周知が十分に図れるように、広報事業等の取組面で各市町村との連携に一層努力をしてまいる必要があると考えているところでございます。

次に、制度の実施の中止を国に求めるべきだという御質問にお答えを申し上げますが、当広域連合のこの組織、また、この制度につきまして、特に広域連合につきましては、県内の全市町村がそれぞれの議会での議決を経て、この制度を円滑に運営するためにこの広域連合が設立されたものでございますので、こうした経過もあり、また、法律も制定されておりますので、制度の中止に関しましては、広域連合としてそれを国に求めるということは考えておりませんので、御理解をお願いをしたいと思います。

次に 2 点目といたしまして、資格証明書に関連します御質問にお答えを申し上げます。資格証明書につきましては、その前提といたしまして、直近の納期限から 1 年間保険料を納付をされていない場合に、やむを得ない特別の事情がある場合を除きまして、この資格証明書を交付することが法律に規定されております。この法律に規定をされております特別の事情のない場合には、交付の対象者の方々に交付をするということが法で定められているところでございます。

資格証明書の交付に当たりましては、当制度の徴収業務、当保険料の徴収業務

等を市町村がとり行うこととなっておりますので、滞納されております被保険者の方々には各市町村で納付相談等の対応を行い、各市町村からの情報を基に広域連合で決定をすることとなります。したがって、資格証明書等の取扱いにつきましても、広域連合長名での交付となりますことから、市町村間での取扱いに差異が生じないように、広域連合といたしましては、制度の実施後1年が経過をします平成21年度のこの対応時期までに、適宜市町村との協議の場を設け、相談窓口において個々の事情に応じ適切な判断が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当制度の被保険者の方々が高齢者の方であり、ほとんどの方々が現実として医療を受けられております実態から、滞納期間が1年ということだけで単に機械的にこの資格証明書を交付をすることは避けなければならないというふうに考えておきまして、制度の公平性を担保するため、やむを得ないと判断されるケースに限定しながら、対応をしておきまいる必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、保険料の負担増の影響と減免制度に関しましての御質問にお答えを申し上げます。全ての医療保険制度から独立する形で今回創設をされますこの制度でございますが、被保険者となられる方々、お一人おひとりに保険料が賦課されることとされておきまして、これまでに加入をされておりました制度では、保険料を負担されていなかった方々にも負担をしていただくということもございまして、当制度に移行することで保険料負担の増加がされるという方も一定、想定をされているところでございます。

また、当制度におきます、いわゆる収入面でございますが、公費負担分として国から交付される普通調整交付金が所得の格差のみを対象としていることから、医療費の格差には全くこの普通調整交付金が交付されないということになっておりますので、被保険者1人当たりの医療費の高い高知県は、この点からも保険料に影響が生じてまいることとなっている状況でございます。

こうしたことから、本県では当広域連合が呼びかけを行いまして、県内市長会、そして高知県の町村会が連名で国に対して要望書を提出し、医療費の格差に対する調整がなされないことによる保険料への影響に対して、一定期間、激変緩和の措置を講ずるよう求めていただいたところであり、今後のこの国の動向等を注視をしておきまなければならないと考えているところでございます。

また、県に対して減免制度の実施を求めることにつきましては、先の9月の県議会で、法定の軽減措置に加えて、さらに保険料を軽減するための独自の助成は考えていないということが、県議会で答弁がなされておきまして、したがって、法定の軽減措置とは別途の独自の県の軽減制度を県に対して求めてまいるということになりますと、この構成団体でございます各市町村の意向も確認をしながら、そのことを検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、障害者の方々とのこの後期高齢者との関連の御質問をいただきました。まず、障害者の方々が後期高齢者の医療に移行するかどうか個々の障害者の方が

そのことを判断できるように、その周知をどう行うのかという御質問がございました。どの制度に加入するかにつきましては、保険料や、また、医療機関での自己負担の額がどのようになるかでそれぞれ御判断されるということになるかと思いますが、障害者の方々御本人の世帯や、また所得の状況、障害の程度、受診の状況等によりまして、個々の個人の方々によりましてその判断が異なることになるかと思っております。

こうしたことから、個々の障害者の方々にはこの制度を十分に理解していただこううえで、どの制度に加入するか判断をしていく必要がございますので、障害認定の申請、また、その後の撤回はいつでもできることをお知らせをするとともに、各市町村の窓口で相談ができるように、市町村とも連携をしながら相談体制の整備に努めてまいりたいと思っております。また、点字で説明をしますパンフレットも作成をいたしまして、市町村の窓口に置きまして、視覚障害者の方々にも配慮をしていく必要があると考えております。

次に、健診に関する内容で御質問をいただきました。医療費が増大する要因の一つといたしまして、食生活や、また、運動不足に起因します糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の増加が挙げられているところでございます。そのため、生活習慣病の予防対策を進めるとともに、その重症化を抑えるという意味で、医療費の伸びを抑制するということが考えられております。こうしたことから、これまでの健診につきましては、個別の疾病の早期発見や早期治療が目的となっていたところでございますが、今後の健診につきましては、生活習慣病に着目をいたしまして該当者の方々や、また、その予備群を減少させることを目的とされておりまして、健診項目や、また、保健指導を必要とする方々を的確に抽出するために、健診制度の見直しが行われたところでございます。このように、この度の健診につきましては、新たな視点から生活習慣病の対策の強化が図られたものというふうに考えているところでございます。

これらに関連します健診の自己負担分の助成に関するお尋ねがございました。健診の費用につきましては、原則として保険料で賄われますので、受益者負担の観点から、国において課税世帯については3割負担、非課税世帯については1割負担の費用徴収基準額が定められております。しかしながら、これまで各市町村が実施をしております老人保健法に基づく基本健診におきましては、多くの各市町村がこの健診を無料で実施をしているところでございます。こうした各市町村の状況を考慮いたしまして、市町村におきましても自己負担額をどのように決定をしていただくかということや、また御検討していただく必要があろうかと思っております。

その他の御質問につきましては、事務局長の方からお答えを申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔事務局長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） それでは、和田議員の御質問にお答えいたします。まず、被用者保険の被扶養者の人数についてのお尋ねがありました。被用者保険の被扶養者の人数は、現時点で把握できておりませんが、現在の老人医療の受給者のうち、およそ1万8,000人が被用者保険の加入者で、そのほとんどは被扶養者と考えられます。

次に、保険料の負担増となる世帯及び人数についてのお尋ねがありました。後期高齢者医療の被保険者となる方のおよそ85%は、国保から移行することになりますが、国保と後期高齢者医療では保険料の算定が異なります。国保におきましては、世帯単位の保険料となりまして、多くの市町村では所得割、資産割、世帯平等割、均等割の4方式で算定されております。一方、後期高齢者医療におきましては、被保険者個人ごとの保険料となりまして、所得割及び均等割の2方式で算定することとなります。

国保には、世帯で負担することになります平等割や固定資産税から算定する資産割がございますので、後期高齢者医療に移行いたしますと、一般的には1人より2人世帯、また、固定資産がない世帯の被保険者の保険料が高くなる傾向がございます。

保険料が負担増になるかどうかは、国保と後期高齢者医療の保険料を比較する必要がありますが、国保の保険料の算定は世帯単位となりますし、所得の状況や世帯の構成等によって保険料も異なってまいります。また、現時点では、後期高齢者医療の保険料が個人ごとに算定できておりませんので、負担増となる世帯、人数は把握できておりませんが、来年の1月中旬頃には、平成18年中の所得に基づき算定いたしました仮の保険料額を、市町村に提供することとしております。したがって、来年の1月中旬以降確定した保険料ではございませんが、保険料の額は市町村の窓口におきまして、確認できるようになると考えております。

次に、重度障害者医療費助成制度から外れる人はどれだけいるのか、また、制度の対象から外れることをどう考えているのかとのお尋ねがありました。関連がありますので合わせてお答えさせていただきます。重度障害者医療費助成制度の対象者については、平成19年3月現在で、75歳以上の方は7,947人、また、65歳から74歳までの方は3,969人となっております。

後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、重度障害者医療費助成制度がどのようになるのか、県に確認いたしましたところ、老人医療で助成制度を利用している方は、後期高齢者医療となっても、これまでどおり助成制度が利用できるとともに、新たに重度障害になられた方も後期高齢者医療において助成制度の対象となる方向で検討しているとのことでございます。したがって、現在、助成制度の対象となっている方は、引き続き助成の対象となるものと考えております。

次に、障害者の方が従来の医療保険に残った場合のメリット、デメリットについてのお尋ねがありました。後期高齢者医療制度におきましては、障害認定はい

つでも撤回ができますし、また撤回した後にいつでも申請をすることができますが、どの制度に加入するかによりまして、保険料や医療機関での窓口負担が異なることになってまいります。

まず、保険料に関しましては、後期高齢者医療では個人ごとの負担となりますが、国保では世帯単位となりますので、世帯の所得の状況や世帯員の構成によりまして後期高齢者医療よりも保険料が低くなる場合もございます。また、被用者保険の被扶養者の場合は、保険料の負担はないこととなります。

一方、窓口負担に関しましてですが、御質問の中でも包括点数のお話でしたが、包括点数に関しましては、現在中央保険医療協議会の方で議論がなされているところでございます。したがって、内容等が明確でございませぬのでこの部分についてはお答えできませんが、一般的な話といたしましては、後期高齢者医療では、原則1割となりますが、国保や被用者保険では1割よりも高くなる場合があります。また、重度障害の方の場合は、後期高齢者医療におきましては医療費の助成制度の対象となりますので、窓口負担は全額公費で負担されることとなります。

いずれにいたしましても、障害のある方の世帯や所得の状況、障害の程度、受診の状況等によりまして、負担がどのようになるのか個人ごとに異なることになってまいりますので、市町村の窓口で個別に相談ができるように、市町村と協議してまいりたいと考えております。

次に、健診の自己負担額についてのお尋ねがありました。健診の自己負担額については、国から課税世帯は3割、非課税世帯は1割の費用徴収基準額が示されているところでございます。また、健診の実施方法は、医療機関で実施する個別方式や検診車が公民館等の施設に出向きまして実施する集団方式などがありますが、方式によりまして、単価も異なっております。そうしたことから、基準額どおり徴収いたしますと、個別方式におきましては、課税世帯でおよそ1,620円、非課税世帯でおよそ540円となります。また、集団方式におきましては、課税世帯でおよそ990円、非課税世帯でおよそ330円となります。いずれにいたしましても、自己負担額は市町村で決めていただくこととしております。

最後に、健診の実施予定人数、対象外となる人数についてお尋ねがありました。健診の受診率は、平成17年度の実績を参考といたしまして、15%と想定しております。被保険者数がおよそ12万人でございますので、受診者数は、およそ1万8,000人になると考えております。また、平成18年5月の国保の実績におきましては、被保険者の半数の方が生活習慣病で受診しておられますので、対象外となる方は半数の、およそ6万人と考えております。なお、生活習慣病で受診している方が、健診の窓口でそのことが判明せずに受診された場合であっても、当面は国の補助の対象となりますので、その費用は広域連合が負担することとしております。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 少し長時間になりましたが、質問に対する御答弁があり

ました。和田議員、何か2問がございますでしょうか。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 和田議員。

○和田賢二君 まず、連合長さんに資格証明書の発行について再度質問をいたします。法律規定で、一定の期間保険料の滞納がある場合に資格証明書の発行はしなければならないということですが、それとの関連で、そのやむを得ない理由がある場合というふうにもございます。

また、本条例の中には徴収免除とか減免措置の条項もあったようにも思いますが、その今日の議案説明の3ページにございます、今日初めて伺った文章であるわけですが、この被保険者証の取扱いにおきましては、一定の期間ということで、平成21年度以降ということがございます。これとの関連で、もう少し、市町村との協議の中で資格証明書の発行をしないというふうになり得るのかどうか。その1、2の理由をそのまま素直に受け止めますと、このような高齢者であり病気がちだということですので、保険証を取り上げるという、資格証明書の発行ということになりますと10割負担ということになるわけですから、これは到底、低年金、無年金の方がその可能性が多いわけですから、当然医療から切り離されてしまうわけですから、その点で21年度以降検討課題だと言っておりますが、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

それから、その障害者が、これは事務局長さんでありましたか、もう少し具体的にですね、厚生労働省の方も、この後期高齢者医療制度に関しての障害者に関するきめの細かい審議等といいますか、情報公開がされていないように思うわけがあります。そういう点で障害者としても非常に迷う点があるわけですが、そういった点でもう少しメリット、デメリットについて、分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。以上です。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 第2問をいただきましたので、私の方から先ほどの資格証明書に関しましてお答えを申し上げます。資格証明書のその交付の仕方につきましては、提案説明でも少し申し上げましたが、一つは被保険者の方が当然高齢者の方であるということと、ほとんどの方がですね、受診若しくは受診をされたという方々が大部分であるというふうに認識をしておるところでございますので、この件に関しましては、それぞれ慎重に検討をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

ただ、国の法令の中でその資格証明書の交付に関しての一定の規定がございますので、この規定を我々は遵守しなければいけないということもございますので、そこをやっぱり慎重に考えなければいけないという点がございしますが、国の法令との兼ね合いというところも当然出てくるわけでございます。

それぞれ各県下の市長会、そして町村会も含めまして、この件に関しましてはそれぞれの御意見があるということも私たちも承知をしておりますので、十分県下の市長会若しくは町村会の皆様方ともいろんな御相談若しくは意見交換もさせていただきながら、慎重な対応をしていくという必要があるかと思っておりますので、その点を踏まえまして、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

[事務局長挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） はい、清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 障害の方に対する負担のメリット、デメリットという御質問でございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、非常に個々の障害の程度、世帯の状況等によって異なっております。保険料で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、国保の場合は世帯の負担、後期高齢の場合は個人の負担となりまして、やはり家族の状況あるいは本人の所得の状況、このあたりで非常に異なっております。

それと、被用者保険の被扶養者の場合は、凍結がございましたので、20年度におきましては半年間徴収なく、その残りの半年は9割軽減というような形になってまいります。そのあたりで、国保とどのようになるかという比較が必要かと考えております。

それともう一つ、一部負担金、いわゆる医療機関での窓口負担でございますけれども、これも凍結をされまして、70歳から74歳の方は1年間1割負担ということになってまいります。そうしたことで、年齢によりまして65歳から69歳の方と70歳から74歳の方ではまた異なっております。

それともう一つ、やはりこれも先ほど詳しくは申し上げませんでしたけれど、やはり世帯でどのような医療を受けられておられるのか。と申しますのは、窓口負担に関しましては世帯での限度額というものがございます。所得に応じまして、ある一定金額に達しますとそれ以上は御負担をいただかないという制度がございます。したがって、これも世帯の所得によりましてその限度額が決まっております。さらには、世帯の方も合わせました医療費がどのような状況なのかこういったことを具体的に個々に検討していく必要があるかと思っております。そういったことで、個々に、個人ごとに御相談をいただいて、それぞれにお話をさせていただき、その上で御判断をしていただくということが必要かと思っておりますので、市町村の窓口で相談できるような体制の確立に向けて取り組んでまい

りたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 3問がございますか。

[和田賢二君挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

○和田賢二君 時間もないようでございますので、終わります。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。通告は和田議員のみでございましたから、これにて一般質問は終了させていただきます。

◎第1号議案の上程

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第6、第1号議案高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例議案を議題といたします。書記の朗読は、省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。事務局長は、着席したままで説明をお願いいたします。

○事務局長（清田浩嗣君） それでは、説明をさせていただきます。お手元の議案及び説明書の1ページをお開きください。第1号議案高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例議案について御説明申し上げます。

この条例は、行政運営における公正の確保と透明性の向上のため、広域連合の行う処分、行政指導及び届出に関しまして、その手続等について共通する事項を定めるもので、高知市の規定に準拠しております。

主な内容としましては、第2章申請に対する処分につきましては、3ページの第5条及び第6条で許認可等の申請についての審査基準を定めるとともに申請が到達してから結論を出すまでの標準的な期間を定めるように努め、公表することとしております。また、第7条で申請が到達したときは遅滞なく審査を開始することとし、4ページの第8条で許認可を拒否するときはその理由を示すこととしております。

第3章不利益処分につきましては、第12条で、不利益処分を行う場合は、処分の基準を定め、公表することとしております。また、5ページの第13条で不利益

処分の際には聴聞又は弁明の手续をとるとともに、第 14 条で不利益処分の理由を示すこととしております。

聴聞につきましては、7 ページの第 20 条で、処分される人は意見を述べることや証拠書類を提出することができることとしております。弁明の機会の付与につきましては、9 ページの第 27 条で、弁明書や証拠書類を提出することができることとしております。

第 4 章行政指導及び 10 ページの第 5 章届出につきましては、一般的な原理、原則を確認する規定を定めております。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） いま、行政手続条例議案に関して説明が事務局長からございました。

◎第 1 号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより質疑を行いたいと思います。

ただいまの説明に関して、質疑はございませんか。

何か疑問点等ございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、この件については質疑を終了いたしたいと思っております。続きまして、第 1 号議案についての討論をいたしたいと思っておりますが、討論がございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論については、なしということでございますので、これより、第 1 号議案高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例議案を採決いたしたいと思っておりますが、第 1 号議案について、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第 1 号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第2号議案の上程

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第7、第2号議案高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案を議題といたします。書記の朗読は、これも省略をいたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして、事務局長から説明を求めます。

- 事務局長（清田浩嗣君） それでは、議案及び説明書の11ページをお開きください。第2号議案高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案について御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、広域連合の人事行政の運営等の状況の公表について定めるものでございます。第2条では、任命権者は、毎年11月末までに第3条に定める事項を広域連合長に報告することとしております。

また、公平委員会の事務を高知県人事委員会に委任しておりますので、第4条では、高知県人事委員会は毎年9月末までに第5条に定める事項を広域連合長に報告することとしております。第6条及び第7条では、毎年12月末までに前年度の状況について、広域連合事務所前の掲示場への掲示等の方法により公表することとしております。以上でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。それでは、これより、ただいまの人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案の説明に関して、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、質疑なしと認めます。

続きまして第2号議案についての討論を受けたいと思いますが、討論の御希望はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） それではこれより第2号議案高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案を採決いたしたいと思いま

す。第2号議案について、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の上程

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして日程の第8、第3号議案高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案を議題といたします。これも書記の朗読は、省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして事務局長に説明を求めます。

○事務局長（清田浩嗣君） それでは議案及び説明書の13ページをお開きください。第3号議案高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして条例を改正するもので、主な内容といたしましては、第3条で再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めておりますが、特別の事情として、育児休業をしている職員が負傷等により子を養育することができなくなったことにより育児休業の承認が取り消された後、当該負傷等から回復した場合を追加するものでございます。

また、14ページでございますが、第8条で、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整を定めておりますが、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすこととしておりましたところを育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間と改正するものでございます。

なお、この条例の適用につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の施行に合わせまして、平成19年8月1日にさかのぼって適用することとしております。以上でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） ただいま、広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案の説明をいただきました。これについての質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 特に質疑もないようでございますので、質疑は終了いたします。

続きまして第3号議案についての討論の御希望がございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） それではこれより、第3号議案高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。第3号議案について、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり、可決することに決定をいたしました。
-

◎第4号議案の上程

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第9、第4号議案高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例議案を議題といたします。これも書記の朗読は、省略をいたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎洋一郎君） では議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。

〔事務局長挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） はい、清田事務局長

- 事務局長（清田浩嗣君） それでは議案及び説明書の16ページをお開きください。

第4号議案高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例議案について御説明申し上げます。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律で、広域連合の条例に委任された事項等について定めるものでございます。

まず、第3条の葬祭費につきましては、全額を保険料で賄うこととなりますので、保険料への影響を勘案いたしまして、3万円としております。市町村国保におきましても、多くの市町村で3万円とされているところでございます。

第4条の保健事業は、努力義務となっておりますが、被保険者となる75歳以上の方も、これまで老人保健法に基づく基本健診を受診してきたことや、生活習慣病の早期発見は医療費の抑制に効果があると考えておりますことから、健康診査を実施することとしております。実施の方法は、市町村への全部委託を予定しております。

17ページの第5条から20ページの第16条までは、保険料の決定に関する事項について定めておりまして、基本的な事項は、法令等で定められているものでございます。

第5条では、保険料の賦課額は、所得割額と被保険者均等割額の合計額とし、第6条及び第7条で、それぞれ所得割額及び被保険者均等割額の算定方法を定めております。

第8条では、広域連合の区域内は、原則として均一の保険料率とすることとし、18ページの第9条で、所得割率を8.88%、第10条で被保険者均等割額を4万8,569円と定めております。後期高齢者医療制度におきましては、広域連合間の所得の格差は調整されますが、医療費の格差は調整されませんので、医療費の高い本県では保険料率が高くなっております。

第11条では、政令で定められておりますとおり、保険料の賦課限度額を50万円としております。国保におきましては、現在、賦課限度額は56万円となっておりますが、限度額をこれまで負担していた方は、同程度の負担となるように定められております。

第13条では、保険料の賦課総額の算定方法を定めておりまして、賦課総額は、医療給付費や審査支払手数料等の費用の見込額から公費や医療保険者からの交付金等の収入の見込額を差し引いた額を予定収納率で割り戻した額となります。また、賦課総額は所得割総額と被保険者均等割総額の合計となりますが、その比率は所得係数対1となります。所得係数と申しますのは、被保険者1人当たりの県平均所得と全国平均所得の比でありまして、本県の所得係数は0.69と見込んでおりますので、所得割総額と均等割総額の比は41対59となっております。

19ページの第14条では、被保険者の資格の取得又は喪失があった場合、保険料は、月割りで算定することとしております。

第15条では、所得の少ない被保険者は、世帯の所得に応じて均等割額の7割、5割、2割を減額することとしております。この措置は、国保と同様でございます。

20 ページの第 16 条では、被用者保険の被扶養者であった被保険者は、2 年間、均等割額の 5 割を減額することとしております。これは、被用者保険の被扶養者は、これまで保険料を負担してこなかったことから、激変緩和措置として定められておりますが、与党協議によりまして、平成 20 年度は、4 月から 9 月の半年間は保険料を徴収せず、10 月から 21 年 3 月までの半年間は 9 割を軽減することとされております。このことにつきましては、附則第 7 条で定めております。

第 18 条及び 21 ページの第 19 条では、特別の理由がある被保険者に対しましては、保険料の徴収猶予や減免を行うこととしております。減免した額は、保険料で賄うこととなりますが、大規模な災害の場合は、特別調整交付金が交付されることになっております。

22 ページの第 21 条から第 23 条までは、保険料及び延滞金の納付について定められておまして、保険料及び延滞金は、市町村が徴収し、広域連合に納付することになっております。

23 ページの附則第 4 条及び第 5 条は、経過措置としての不均一賦課でございます。1 人当たり医療費が県平均よりも 20% 以上低くかい離している市町村は、6 年間不均一賦課ができることになっておまして、2 年ごとに保険料率を上げていくこととしております。対象となる 8 町村につきましては、保険料率を別表のとおり定めております。以上でございます。

◎第 4 号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） 後期高齢者医療に関する条例議案を説明いただきました。これより、この件についての質疑を受けたいと思っておりますが、質疑はございますか。

〔和田賢二君挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

- 和田賢二君 保険料決定に当たっての所得の調整はあるが、医療費の大小に係る調整はないといったことでしたが、最近、全国の集計が出ておまして、いわゆる、あの都道府県別に出ておりますが、厚生年金の平均的な年度の受給額と言われております単身者の 208 万円で比較した場合に、高知県は 9 万 7,409 円ということで、福岡県の 10 万 1,750 円について全国で 2 番目に高くなっております。もちろん、1 人当たりの平均額保険料は、8 万 1,602 円ということになっておるわけですが、今の御説明の中に答えはあったのかもしれませんが、どういふことで同じ保険、年金収入でありながら、全国 2 番目に高くなったのかについて、お聞きをしたいと思います。

〔事務局長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 本県がなぜ、一定の年金の方が保険料が高くなるかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、保険料率そのものは所得調整はされますが、広域連合間の医療費の格差は調整されません。そうしたことで、保険料率、すなわち均等割額と所得割率、これを保険料率と申しますが、これが医療費に応じて高くなってまいります。

全国の状況を申し上げますと、現在の老人医療費の順位と申しましょうか、全国、高知県は、第3位でございますけども第1位が先ほどお話のありました福岡県でございます。順番に福岡県を最高額といたしまして順番に低くなっていくと、このような傾向を示しております。ということで、同じ所得の方がどこに住むかという比較をいたしますと当然ながら保険料率が高いところの場合が保険料が高くなるということでございます。

いずれにいたしましても、医療費の調整がされないということは、やはり1人当たりの医療費が高いところは保険料率が若干高くなっているという、そういう制度の設計がされているということでございます。高知県の場合は、全国第3位ということで、今の現状の数値で申しますと、全国第2位となっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これでこの件についての質疑は終了いたします。続きまして、第4号議案についての討論はございますでしょうか

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

○和田賢二君 私は、本第4号議案に対しまして、反対の討論をいたします。先の県議会で全会一致で採択された意見書は、この制度の問題点として、1、これまで扶養家族として保険料の負担のなかった人を含め、75歳以上の全ての高齢者から保険料を徴収する。2番目として、月額1万5,000円以上の年金受給者は、保険料を年金から天引きする。3番目といたしまして、75歳以上でも保険料の払えない人からは、先ほども答弁のありましたように保険証を没収する。4、後期高齢者だけを対象に、別立ての包括、定額制の診療報酬制度を設定し、差別医療を強いることになる。5番目といたしまして、健康診断、健診を広域連合の努力義務に後退させる等、非常に問題の多い制度であるとして、来年4月までの抜本的

な改善を図るよう要望していますが、本日の私の質問でもその問題点が次々と明らかになりました。

住民の負担も限界と言われる中で、新たに保険料が徴収される人が先ほどの答弁でも1万8,000人と言われております。国保と比較しても保険料が増える高齢者も多数存在し、高齢者の暮らしを一層追い込むものであります。

資格証明書の発行はしないとの明言は、ありませんでした。これは、医療に係わる権利を侵害し、医療難民をつくる重大な事態を引き起こすものであります。

障害者は、自立支援法によって応益1割負担という犠牲を強いられているが、新制度では、県の重度障害者医療費助成制度の対象外となりかねず、さらなる負担増が危ぐされます。

そもそもこの制度は、2年ごとに保険料の見直しが義務付けられ、各広域連合の医療給付費の総額をベースにして、その10%は保険料を財源にする仕組みとなっており、後期高齢者の人数が増えるのに応じて、この負担割合も引き上がる仕組みとなっております。厚労省の試算でも、2015年度では10.8%の保険料となっております。したがって、後期高齢者が増え、また、医療給付費が増えれば保険料値上げか医療給付内容の劣悪化という、どちらをとっても高齢者は痛みしか選択できない、あるいは、その両方が促進される仕組みとなっております。

以上申し上げましたように、この制度は高齢者に差別医療を拡大し、人権侵害の医療難民をつくると危ぐされる点も多く、来年4月の実施の凍結、延期と抜本的な制度の改善を求めて、反対討論を終わります。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。他に討論に参加される方は、ございませんか。

〔「議事進行」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、議事進行という声もありますので、討論は以上で終了をさせていただきます。

これより、第4号議案高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例議案を採決いたします。第4号議案について、原案のとおり可決することについての賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手多数であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第5号議案の上程

- 議長（岡崎洋一郎君）　続きまして、日程の第10、第5号議案平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これも、書記の朗読は省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎洋一郎君）　それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。

〔事務局長挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君）　清田事務局長。

- 事務局長（清田浩嗣君）　それでは、第5号議案平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。平成18年度一般会計歳入歳出決算につきましては、平成19年9月21日に当広域連合事務所会議室におきまして、吉本代表監査委員並びに有澤監査委員に御審査いただきました。この決算審査に当たりましては、一般会計歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、一般会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書を基に、帳簿や証拠書類について、総括的に審査され、その結果は、お手元に配布いたしております平成18年度決算審査意見書のとおり、決算計数については適正に表示されていること、また、予算執行状況等についても計画的かつ効果的な執行と適正な財産管理が行われているとの審査意見をいただいております。

それでは、18年度決算の概要を主要施策成果報告書により、順次御説明いたします。お手元の歳入歳出決算書及び決算に関する説明書の19ページを御覧ください。

当広域連合は、平成20年4月1日より創設される後期高齢者医療制度の財政運営を行うために平成19年2月1日に設立されました。平成18年度は、事務局体制の整備を行うとともに、平成20年度からの円滑な制度施行に向けて、県や市町村と調整を図りながら、様々な準備作業を進めてまいりました。

括弧1の事務局体制の整備につきましては、広域連合の設立に伴いまして、事務局の組織・運営に必要な職員を継続して配置し、庁用品、公用車等の購入などを行いました。また、広域連合として必要な条例、規則等を制定するとともに議会、行政委員会等の組織づくりのための準備を行いました。

括弧2の制度施行に向けての準備につきましては、市町村実務担当者を委員とする事業部門ワーキング部会及び支部説明会を開催することにより、市町村と連携しながら制度施行時の業務の取扱いの検討や、広域連合電算処理システム構築等の準備作業を進めてまいりました。以上が平成18年度の主要施策の概要でござ

います。

続きまして、決算書に基づき御説明いたします。2ページをお開きください。平成18年度の歳入につきましては、予算現額1,122万8,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,195万9,274円で不納欠損額及び収入未済額ともございません。予算現額に対し、収入済額は73万1,274円の増となっております。

続きまして歳出ですが、予算現額1,122万8,000円に対しまして、支出済額は959万8,356円で、執行率は85.5%となっております。したがって、収入済額と支出済額の差額である歳入歳出差引残額は、下の方でございますが236万918円となっております。

続きまして、歳入の内訳について御説明申し上げます。6ページ決算事項別明細書をお開きください。1款分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金936万6,000円でございます。2款諸収入は、臨時職員の雇用保険料の本人負担分2,076円と広域連合設立準備委員会の決算剰余金259万1,198円となっております。この決算剰余金は、同設立準備委員会規約に基づきまして、広域連合に引き継いだものでございます。

8ページをお開きください。歳出の内訳について御説明申し上げます。平成18年度の歳出につきましては、すべて総務費であり、人件費等の経常的な経費並びに広域連合の設立に係る備品や消耗品等の購入に係る経費でございます。主な経費としましては、まず3節職員手当等は、広域連合職員の管理職手当及び時間外勤務手当でございます。

18節備品購入費は、広域連合の公用車等の購入の経費でございます。

19節負担金、補助及び交付金の派遣職員人件費負担金等の667万9,433円につきましては、主に県及び市町村から広域連合事務局に派遣されております7名の職員の人件費に係る負担金でございます。人件費につきましては、管理職手当及び時間外勤務手当を除き、派遣元との協定に基づきまして、一旦派遣元の自治体より支弁していただき、年度末に精算したものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。一般会計実質収支に関する調書につきましては、翌年度への繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、236万918円となっております。これは、19年度予算に繰越金として計上しております。

続きまして、13ページ、財産に関する調書ですが、公有財産につきましては、該当がございません。重要物品につきましては、公用車を18年度に新規購入しております。債権及び基金につきましては、該当がございません。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。澤田議員さんがちょっと4時になられましたら他の公務との関係があらまして中座をいたしますので、御報告しておきたいと思います。

[澤田五十六君退席]

◎第5号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、ただいま18年度の当広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について説明いただきました。これより質疑を受けたいと思います。質疑はございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

- 議長（岡崎洋一郎君） 特にないようでございますので質疑を終了させていただきます。

続きまして第5号議案についての討論を受けたいと思いますが、御希望がありますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論ないようでございますので、討論も終了いたします。

これより、第5号議案平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり認定することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって第5号議案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎請願第1号の上程、紹介議員の説明、質疑、討論及び採決

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第11、請願第1号後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願を議題といたします。

これも書記の朗読は、省かさせていただきますので、この際、請願第1号の紹介議員であります和田議員から趣旨説明をお願いいたします。

はい、和田議員。

- 和田賢二君 趣旨説明を行います。後期高齢者医療制度の施策に関する請願ということではありますが、先ほどからの私の一般質問等でも触れてきたことでありま

す。なかには答弁のあったようなこともほとんどあったわけですが、要するにこの後期高齢者医療制度を実施するに当たっての障害者に対する周知徹底、それは市町村を通じて、もっとこうわかりやすく親切に実施してほしいということであり、2項目目は先ほども答弁でもありましたように重度障害者医療費助成制度の存続をということでございますので、同僚議員の皆さんの御賛同をいただきまして、御採択をお願いいたします。以上です。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。ただいまの紹介議員の説明に対して、質疑はありませんか。事務局サイドも何かありましたら、補足がありましたら。

特に、議員さん、ございませんか。

それでは質疑もないようでございますから、質疑を終了いたします。

続きまして、請願第1号についての討論を受けたいと思いますが、ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、ないようでございますので討論も終了いたします。

これより、請願第1号後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願を採決をいたしたいと思えます。

請願第1号について、原案のとおり採択することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会あいさつ

○議長（岡崎洋一郎君） 以上を持ちまして、本定例会の議事はすべて終了をいたしました。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

す。本日は、高知県後期高齢者医療広域連合設立後における最初の定例会ということで、議員の皆様方におかれましては、御多用中のなか、熱心に御審議を賜り、全議案につきまして御決定をいただき誠にありがとうございます。

今議会におきまして御審議をいただきました議案の中でも高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、当広域連合にとりまして今後新たな医療保険制度の運営組織として、その責務を果たしてまいるための大変重要なものでございまして、御承認をいただき、御礼を申し上げます。

今後、残されました準備期間におきましては、制度の実施を円滑に運ばなければならないという重要な取組が控えておりまして、各市町村と一層の連携のもと、住民の皆様方の信頼に答え得るよう、鋭意取り組んでまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、今後とも御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。議員の皆様方の益々の御健勝を御祈念申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 皆様、本日は大変長時間にわたりまして熱心な御議論をちょうだいいたしました。また、議事進行につきましては、多大な御協力を賜りましたこと、誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。今後、執行部とも十分な話し合いを持ちまして、皆様方の御期待に添えるよう、努力をいたしてまいりたいと存じます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成19年高知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時7分 閉会

資 料

19高後広 第139号
平成19年11月16日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

印

議案の送付について

平成19年11月高知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例議案 |
| 第2号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案 |
| 第3号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第4号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例議案 |
| 第5号議案 | 平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |

高知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会請願文書表

受理 番号	件 名	受理 年月日	要 旨	請 願 者	紹介議員
請願 第1号	後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願	平成19年 11月21日	<p>来年四月より後期高齢者医療制度が発足します。しかしながら、まだ、ほとんどその内容は一般には周知されておりません。例えば、障害者の場合、65歳以上からの自動加入となりますが、これによる不利益も予測されます。本人の意思表示によって、これまでの保険（国保等）にとどまることも可能です。</p> <p>さらに、この保険導入により、重度障害者に対する医療費助成制度が大きく制約されるという懸念の声もあります。</p> <p>そこで、障害者に不利にならないような施策を講じていただけるようお願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者に対し、この制度の内容について、各市町村において早急に周知を図るとともに、親身な相談活動を実施すること。 2 重度障害者医療費助成制度の存続を県に要望すること。 	<p>高知市丸の内2-1-6 高知城ホール内</p> <p>障害者の生活と権利を守る高知県連絡協議会 会長 正岡光雄</p>	和田賢二

議 決 一 覧 表

議案番号等	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例議案	平成 19 年 11 月 27 日	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例議案	平成 19 年 11 月 27 日	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 19 年 11 月 27 日	原案可決
第 4 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例議案	平成 19 年 11 月 27 日	原案可決
第 5 号議案	平成 18 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成 19 年 11 月 27 日	認 定
請願第 1 号	後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願	平成 19 年 11 月 27 日	採 択